○厚生労働省令第百三号

薬事 法 の一部を改正する法律 (平成十八年法律第六十九号) 附則第五条の規定によりなおその効力を有す

るものとされる同法による改正 前 \mathcal{O} 薬事 法 昭昭 和三十五 年法律第百四十五号) 第二十九条の規定に基づき、

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月十日

厚生労働大臣 長妻 昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事 法施行規則等の一 部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号) 附則第八条の規定 によりな

おその効力を有するものとされる同令による改正前 の薬事 法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

別 表第一の二第六号中(618)(619)とし、 (2)から(6)までを(2)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(20)(R・二R) —ニーヒドロ

キシ―一―メトキシ―三― (オクタノイルオキシ) プロピル]―三・四―ジヒドロ ーピランー

六-カルボン酸又は(-IR・-IR・-US)-三-アセトアミド-四-グアニジノ-ニ-[(-S・-1

R) 一三―ヒドロキシ―一―メトキシ―二― (オクタノイルオキシ) プロピル] 一三・四―ジヒドロ

一二H―ピラン―六―カルボン酸 (別名ラニナミビルオクタン酸エステル) 及びそれらの製剤

附則

この省令は、公布の日から施行する。